

小学校 家庭科の改訂の方向性

現行学習指導要領

検討事項

今後の方向性

A 家庭生活と家族

- (1) 自分の成長と家族
- (2) 家庭生活と仕事
- (3) 家族や近隣の人々とのかかわり

B 日常の食事と調理の基礎

- (1) 食事の役割
- (2) 栄養を考えた食事
- (3) 調理の基礎

C 快適な衣服と住まい

- (1) 衣服の着用と手入れ
- (2) 快適な住まい方
- (3) 生活に役立つ物の製作

D 身近な消費生活と環境

- (1) 物や金銭の使い方と買物
- (2) 環境に配慮した生活の工夫

家庭科における見方・考え方

家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫すること

「論点整理」における指摘事項

- ・生活の科学的な理解
- ・生活課題を解決する能力と実践的な態度の育成
- ・小・中・高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力の明確化
- ・各学校段階を通じて、家庭や社会とのつながりを重視
- ・少子高齢社会、資源や環境に配慮したライフスタイルの確立や持続可能な社会づくりのための力、他者と共生し自立して生活する力、生涯を見通して生活を設計し創造していく力の育成

関連する会議における提言等

- 少子化社会対策大綱（H27. 3. 20閣議決定）
妊娠や家庭・家族の役割については、発達の段階に応じた適切な教育の推進を図る
- 高齢社会対策大綱（H24. 9. 7閣議決定）
高齢社会に関する課題や高齢者に対する理解を深める
- 第3次男女共同参画基本計画（H22. 12. 17閣議決定）
家庭を築くことの重要性などについての指導の充実を図る
- 食育推進基本計画（H23. 3. 31食育推進会議決定）
学校教育全体を通して食育を組織的・計画的に推進する
- 和食の無形文化遺産登録（H25. 12. 4）
日本の伝統的な食文化
- 消費者教育の推進に関する法律（H24. 8. 22）
学校における消費者教育の推進
- 環境基本計画（H24. 4. 27閣議決定）
学校や社会におけるESDの理念に基づいた環境教育等の教育を推進する

目指す資質・能力等

○日常生活に必要な家族や家庭、衣食住、消費や環境等についての基礎的な理解と技能

- ・家庭生活と家族についての理解
- ・生活の自立の基礎として必要な衣食住についての理解と技能
- ・消費生活や環境に配慮した生活の仕方についての理解と技能

○日常生活の中から問題を見出して課題を設定し、課題を解決する力

- ・日常生活の中から問題を見出し、課題を設定する力
- ・生活課題について自分の生活経験と関連付け、様々な解決方法を構想する力
- ・実習や観察・実験、調査、交流活動の結果等について、考察したことを根拠や理由を明確にしてわかりやすく表現する力
- ・他者の思いや考えを聞いたり、自分の考えをわかりやすく伝えたりして計画・実践等について評価・改善する力

○家族の一員として、生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度

- ・家庭生活を大切にする心情
- ・家族や地域の人々と関わり、協力しようとする態度
- ・生活を豊かにしようとする態度
- ・日本の生活文化を大切にしようとする態度

内 容

● 家族・家庭生活に関する内容

- 少子高齢化に関する内容の改善
・家族や地域の人々との関わり（異世代）、家庭の仕事への協力等、家庭生活と家族の大切さの理解に関する内容の充実（実践的な学習は他教科等と連携）
- 家庭や地域との連携を図り、主体的に取り組む問題解決的な学習を充実

● 衣食住の生活に関する内容

- 衣食住の生活に関する内容の改善
・生活の自立の基礎を培うための基礎的な技能の確実な習得を図る学習の充実
- ・健康で安全な食生活のための食育の充実
- ・日本の生活文化の大切さに気付く学習の充実
- 生活の科学的な理解の重視
- 家庭や地域との連携を図り、主体的に取り組む問題解決的な学習を充実

● 消費生活・環境に関する内容

- 持続可能な社会の構築に関する内容の改善
・消費生活や環境に配慮した生活の仕方に関する内容の充実（実践的な学習は他教科等と連携）
- 家庭や地域との連携を図り、主体的に取り組む問題解決的な学習を充実

小・中・高の系統性、既存の内容の関連性、家庭科における見方・考え方を踏まえた内容の改善

中学校 技術・家庭科（家庭分野）の改訂の方向性

現行学習指導要領	検討事項	今後の方向性	
	家庭分野における見方・考え方 家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫すること 「論点整理」における指摘事項 ・生活の科学的な理解 ・生活課題を解決する能力と実践的な態度の育成 ・小・中・高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力の明確化 ・各学校段階を通じて、家庭や社会とのつながりを重視 ・少子高齢社会、資源や環境に配慮したライフスタイルの確立や持続可能な社会づくりのための力、他者と共生自立して生活する力、生涯を見通して生活を設計し創造していく力の育成 関連する会議における提言等 ○少子化社会対策大綱（H27. 3. 20閣議決定） 妊娠や家庭・家族の役割については、発達の段階に応じた適切な教育の推進を図る ○高齢社会対策大綱（H24. 9. 7閣議決定） 高齢社会に関する課題や高齢者に対する理解を深める ○第3次男女共同参画基本計画（H22. 12. 17閣議決定） 家庭を築くことの重要性などについての指導の充実を図る ○食育推進基本計画（H23. 3. 31食育推進会議決定） 学校教育全体を通して食育を組織的・計画的に推進する ○和食の無形文化遺産登録（H25. 12. 4） 日本の伝統的な食文化 ○消費者教育の推進に関する法律（H24. 8. 22） 学校における消費者教育の推進 ○環境基本計画（H24. 4. 27閣議決定） 学校や社会におけるESDの理念に基づいた環境教育等の教育を推進する	目指す資質・能力等 ○生活の自立に必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての基礎的な理解と技能 ・家庭の基本的な機能及び家族についての理解 ・幼児、高齢者についての理解と技能 ・生活の自立に必要な衣食住についての理解と技能 ・消費生活や環境に配慮したライフスタイルの確立についての基礎的な理解と技能 ○家族・家庭や地域における生活の中から問題を見出して課題を設定し、これからの生活を展望して課題を解決する力 ・家族・家庭や地域における生活の中から問題を見出し、課題を設定する力 ・生活課題について他の生活事象と関連付け、これからの生活を展望して多角的に捉え、解決策を構想する力 ・実習や観察・実験、調査、交流活動の結果等について、考察したことを根拠や理由を明確にして論理的に表現する力 ・他者の意見を聞き、自分の意見との相違点や共通点を踏まえ、計画・実践等について評価・改善する力 ○家族や地域の人々と協働し、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度 ・家庭生活を支える一員として生活をよりよくしようとする態度 ・地域の人々と関わり、協働しようとする態度 ・生活を楽しみ、豊かさを味わおうとする態度 ・日本の生活文化を継承しようとする態度 ・将来の家庭生活や職業との関わりを見通して学習に取り組もうとする態度	内 容 ● 家族・家庭生活に関する内容 ○少子高齢化に関する内容の改善 ・家庭の機能の理解や幼児、高齢者との交流等、家族や地域の人々との関わり、家庭生活と地域との関わりに関する内容の充実 （実践的な学習は他教科等と連携） ○家庭や地域社会との連携を図り、「生活の課題と実践」等、主体的に取り組む問題解決的な学習を一層充実 ● 衣食住の生活に関する内容 ○衣食住の生活に関する内容の改善 ・生活の自立を促すための基礎的な技能の確実な習得を図る学習の充実 ・健康で安全な食生活のための食育の充実 ・日本の生活文化の継承に係る学習の充実 ○生活の科学的な理解の重視 ○家庭や地域社会との連携を図り、「生活の課題と実践」等、主体的に取り組む問題解決的な学習を一層充実 ● 消費生活・環境に関する内容 ○持続可能な社会の構築に関する内容の改善 ・消費生活や環境に配慮したライフスタイルの確立の基礎となる内容の充実 （実践的な学習は他教科等と連携） ○家庭や地域社会との連携を図り、「生活の課題と実践」等、主体的に取り組む問題解決的な学習を一層充実

小・中・高の系統性、既存の内容の関連性、家庭分野における見方考え方を踏まえた内容の改善

高等学校 家庭科（共通教科）の改訂の方向性

現行学習指導要領	検討事項	今後の方向性	
	家庭科における見方・考え方	目指す資質・能力等	内 容
家庭基礎(2単位) (1) 人の一生と家族・家庭及び福祉 (2) 生活の自立及び消費と環境 (3) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動	家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫すること 「論点整理」における指摘事項 ・生活の科学的な理解 ・生活課題を解決する能力と実践的な態度の育成 ・小・中・高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力の明確化 ・各学校段階を通じて、家庭や社会とのつながりを重視 ・少子高齢社会、資源や環境に配慮したライフスタイルの確立や持続可能な社会づくりのための力、他者と共生し自立して生活する力、生涯を見通して生活を設計し創造していく力の育成	○自立した生活者に必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての科学的な理解と技能 ・家族・家庭についての理解 ・乳幼児の子育て支援等や高齢者の生活支援等についての理解と技能 ・生涯の生活設計についての理解 ・各ライフステージに対応した衣食住についての理解と技能 ・生活における経済の計画、消費生活や環境に配慮したライフスタイルの確立についての理解と技能	必履修科目・単位 「家庭基礎(仮称)」2単位科目 ○少子高齢化に関する内容の改善 ・親の役割と子育て支援(乳児期)、高齢者の理解と生活支援技術の基礎、生涯の生活を設計するための意思決定等、少子高齢社会を支える実践力を育成するための内容の充実 ○衣食住の生活に関する内容の改善 ・自立した生活者に必要な実践力を定着させる学習の充実(食育、食文化等の充実) ○生活の科学的な理解の一層の重視 ○持続可能な社会の構築に関する内容の改善 ・消費生活や環境に配慮したライフスタイルを確立するための意思決定能力の育成を図る内容の充実 ○「ホームプロジェクト」や「学校家庭クラブ活動」等、主体的に取り組む問題解決的な学習を一層充実
家庭総合(4単位) (1) 人の一生と家族・家庭 (2) 子どもや高齢者とのかかわりと福祉 (3) 生活における経済の計画と消費 (4) 生活の科学と環境 (5) 生涯の生活設計 (6) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動	関連する会議における提言等 ○少子化社会対策大綱(H27. 3. 20閣議決定) 妊娠や家庭・家族の役割については、発達の段階に応じた適切な教育の推進を図る ○高齢社会対策大綱(H24. 9. 7閣議決定) 高齢社会に関する課題や高齢者に対する理解を深める ○第3次男女共同参画基本計画(H22. 12. 17閣議決定) 家庭を築くことの重要性などについての指導の充実を図る ○食育推進基本計画(H23. 3. 31食育推進会議決定) 学校教育全体を通して食育を組織的・計画的に推進する ○和食の無形文化遺産登録(H25. 12. 4) 日本の伝統的な食文化 ○消費者教育の推進に関する法律(H24. 8. 22) 学校における消費者教育の推進 ○環境基本計画(H24. 4. 27閣議決定) 学校や社会におけるESDの理念に基づいた環境教育等の教育を推進する	○家族・家庭や社会における生活の中から問題を見出して課題を設定し、生涯を見通して解決する力 ・家族・家庭や社会における生活の中から問題を見出し、課題を設定する力 ・生活課題について他の生活事象と関連付け、生涯を見通して多角的に捉え、解決策を構想する力 ・実習や観察・実験、調査、交流活動の結果等について、考察したことを科学的な根拠や理由を明確にして論理的に表現する力 ・他者の立場を考え、多様な意見や価値観を取り入れ、計画・実践等について評価・改善する力	「家庭総合(仮称)」4単位科目 ○少子高齢化に関する内容の改善 ・親の役割と子育て支援(乳児との触れ合い、子供とのコミュニケーション)に係る内容の充実、高齢者の理解と生活支援技術、生涯の生活を設計するための意思決定等、少子高齢社会を支える実践力を育成するための内容の充実 ○衣食住の生活に関する内容の改善 ・自立した生活者に必要な実践力を定着させる学習の充実(食育、食文化等の充実) ・健康、安全等を考慮した衣食住の生活を総合的にマネジメントする力を育成するための内容の充実 ・日本の生活文化の継承・創造に係る内容の充実 ○生活の科学的な理解の一層の重視 ○持続可能な社会の構築に関する内容の改善 ・消費生活や環境に配慮したライフスタイルを確立するための意思決定能力の育成を図る内容の充実 ・消費生活や環境に係る地域への働きかけなど社会参画力を育成するための内容の充実 ○「ホームプロジェクト」や「学校家庭クラブ活動」等、主体的に取り組む問題解決的な学習を一層充実
生活デザイン(4単位) (1) 人の一生と家族・家庭及び福祉 (2) 消費や環境に配慮したライフスタイルの確立 (3) 食生活の設計と創造 (4) 衣生活の設計と創造 (5) 住生活の設計と創造 (6) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動		○相互に支え合う社会の構築に向けて、主体的に地域社会に参画し、家庭や地域の生活を創造しようとする実践的な態度 ・男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造しようとする態度 ・様々な年代の人とコミュニケーションを図り、主体的に地域社会に参画しようとする態度 ・生活を楽しみ味わい、豊かさを創造しようとする態度 ・日本の生活文化を継承・創造しようとする態度 ・自己のライフスタイルの実現に向けて、将来の家庭生活や職業生活を見通して学習に取り組もうとする態度	※必履修科目の履修後は、生徒の特性や進路に応じて、専門教科「家庭」の科目を履修することができる。

小・中・高の系統性、既存の内容の関連性、家庭科における見方・考え方を踏まえた内容の改善

文部科学省における最近の取組

●消費者教育推進委員会による方針決定

文部科学省における消費者教育の推進方策等について検討を行う

【32頁】

●消費者教育フェスタの実施による普及・啓発

多様な関係者が情報を共有し、相互に連携するための場として、消費者教育フェスタを開催

＜平成28年度実績＞

平成28年11月9日に四国大学で開催したフェスタでは、400名を超える参加者に参加いただき、基調講演を始め、徳島県における消費者教育の取組の発表や事例報告、パネルディスカッション、グループ討議及び34の企業・団体が実践交流会を行った。

【33頁】

●文部科学省と消費者庁との連携による消費者教育の展開

地域の多様な主体間のネットワーク化や連携を図るため、国レベルでの連携も実施

＜平成27年度実績＞

「消費者教育実践フォーラムin岐阜」を消費者庁との共催により開催。

教員、行政、消費者団体、事業者等が消費者教育の課題や解決策について討議し、今後の連携・協働への足がかりとした。

【34頁】

●消費者教育の指導者用啓発資料の作成

教員や社会教育主事のために消費者教育を行う上でのヒントを示し、学校や社会教育での消費者教育の充実を図る

＜主な内容＞

・消費者教育を通じて育むべき力と指導者の役割について解説

・消費者教育のヒント&事例集（日頃の授業や活動に「消費者」の視点を加えることで、消費者教育の機会が拡大するなどのヒントに加え、関係者が相互に連携して取り組む手法等についても解説）

【35～46頁】

●消費者教育アドバイザーの派遣

●実証的調査研究の実施

【47～49頁】

平成28年4月22日
生涯学習政策局長

消費者教育推進委員会委員

平成28年度消費者教育推進委員会設置要綱

1. 趣旨

消費者教育の推進については、消費者基本法（平成16年6月2日改正）第17条に定められているとおり、国は「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるもの」とされているところである。

また、消費者教育の推進に関する法律及びこれに基づく消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成25年6月閣議決定）を踏まえ、消費者教育の一層の推進を図っているところであるが、教育委員会における消費者教育の実施や、消費者行政部局との連携は十分とは言えない。さらに、平成27年度から5年間を対象とした「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定）の効果的な実施が求められていることから、地域における消費者教育の連携・協働の体制づくりや「連携・協働による消費者教育推進事業」の円滑かつ効果的な実施等について検討・検証等を行うため、消費者教育推進委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

2. 実施事項

- (1) 学校・家庭・地域における消費者教育の推進に関すること
- (2) 「連携・協働による消費者教育推進事業」に関すること
- (3) その他

3. 実施方法

- (1) 本委員会は別紙の消費者教育に関する有識者等で構成し、2に掲げる事項について検討を行うものとする。
- (2) 連携・協働による消費者教育推進事業を実施するにあたって、具体的な事項を検討・調査分析等するために、本委員会の下に部会等を置くことができる。

4. 実施期間

平成28年4月22日から平成29年3月31日までとする。

5. 庶務

委員会の庶務は、生涯学習政策局男女共同参画学習課において処理する。

上 村 協 子	東京家政学院大学現代生活学部教授
大久保 貴 世	一般財団法人インターネット協会主幹研究員
奥 千 加	埼玉県立本庄高等学校教頭 元埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課指導主事
柿 野 成 美	公益財団法人消費者教育支援センター総括主任研究員
清 國 祐 二	香川大学生涯学習教育研究センター長
島 田 広	弁護士
白 上 昌 子	特定非営利活動法人アスクネット代表理事
須 黒 真寿美	公益社団法人全国消費生活相談員協会参与
西 村 隆 男	横浜国立大学教育人間科学部教授
萩 原 なつ子	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授
水 川 和 彦	岐阜県教育委員会義務教育総括監

平成28年度 消費者教育フェスタin徳島 ～いつでも どこでも だれでも できる！消費者教育～

学校の授業や社会教育における活動に「消費者」の視点を加えることで、様々な機会や場において消費者教育が可能となることを理解し、実践につなげることを目的として開催

- ◇日 時 平成28年11月9日(水)10:00～16:30
- ◇会 場 四国大学体育館(徳島県徳島市応神町古川字戒子野123-1)
- ◇主 催 文部科学省
- ◇共 催 徳島県、徳島県教育委員会、四国大学
- ◇協 力 社会的責任に関する円卓会議 ◇後 援 消費者庁、徳島市、徳島市教育委員会、日本消費者教育学会
- ◇参加者 教員、教育委員会、消費者行政担当部局、企業・団体等から408名の参加

基調講演

「消費者市民を目指そう！」 西村隆男氏(横浜国立大学教育人間科学部教授)

徳島県における消費者教育の取組

- 徳島県教育委員会「消費者教育推進への取組」
多様な主体と連携し、幼小中高を通じて子供たちの消費者力を育成している
徳島県教育委員会の取組を具体的な事例とともに発表。
- 徳島県立城西高等学校
徳島県教育委員会指定事業「エシカル消費」推進プロジェクトの指定校。実際に実践を行っている生徒が登壇し、これまでの取組について発表。

事例報告

【事例発表者】

- ・千代田区立富士見小学校主任教諭 岩崎泰久氏
「理科の授業で実感！！消費電力を比べてみよう」
- ・徳島市川内中学校教諭 東條良栄氏
「中学校 技術・家庭科(家庭分野) 自立した消費者の育成を目指して
ー商品の選択、購入及び活用の授業実践を通してー」
- ・島根大学生物資源科学部准教授 山岸主門氏
「大学開放で生まれた生産者と消費者の交わりの場」



パネルディスカッション

テーマ:「いつでも どこでも だれでも できる！消費者教育」

【コーディネーター】

・清國祐二氏(香川大学生涯学習教育研究センター長)

【パネリスト】

- ・柿野成美氏(公益財団法人消費者教育支援センター総括主任研究員)
- ・須黒真寿美氏(公益社団法人全国消費生活相談員協会参与)
- ・事例報告者3名

実践交流会

「社会的責任に関する円卓会議」の協力を得て、様々な企業や団体等消費者教育を実施する民間企業、団体等が作成した教材、資料等を紹介。

四国大学・四国大学短期大学部、徳島県立城西高等学校、徳島県立商業高等学校、国立大学法人鳴門教育大学、独立行政法人国民生活センター、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)、全国大学生生活協同組合連合会、株式会社日清製粉グループ本社、ピザ・ワールドワイド・ジャパン株式会社、第一生命保険株式会社、公正取引委員会事務総局中国支所、公益財団法人消費者教育支援センター、公益社団法人消費者関連専門会議(ACAP)、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局、公益財団法人生命保険文化センター、一般社団法人日本ヒーブ協議会、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人日本自動車工業会、金融広報中央委員会・徳島県金融広報委員会、日本労働組合総連合会、日本ファイナンシャル・プランナーズ協会、日本弁護士連合会、特定非営利活動法人AOE、社会的責任に関する円卓会議、サステイナビリティ消費者会議、千葉県消費生活相談員の会、株式会社LIXIL、株式会社ウエノフードテクノ、三菱自動車工業株式会社、トヨタ自動車株式会社、日産自動車株式会社、サッポロビール株式会社、消費者庁、文部科学省(順不同)【34企業・団体が参加】

グループ討議

「いつ・どこ・だれを考える“消費者教育すごろく”大作戦」

コーディネーター

・加渡いづみ氏(四国大学短期大学部ビジネス・コミュニケーション科准教授)



平成27年度 消費者教育実践フォーラムin岐阜

学校の教員と行政・消費者団体・業界が消費者教育実践の課題と解決策を話し合うことで、今後、協働で消費者教育を推進していく足がかりとなることを目的として開催

- ◇日 時 平成28年2月23日(火)13:00～16:45
- ◇会 場 ホテルグランヴェール岐阜
- ◇主 催 文部科学省、消費者庁、「地方消費者グループ・フォーラム(中部ブロック)」実行委員会
- ◇協 力 社会的責任に関する円卓会議
- ◇参加者 教職員、教育委員会、消費者行政、企業・団体等から245名の参加

プチ講義

「消費者教育実践の到達点と今後の課題」・フォーラム趣旨説明
大藪 千穂氏(岐阜大学教育学部 教授)

事例報告

- 「岐阜県環境生活部県民生活相談センターの取組報告」
岐阜県環境生活部県民生活相談センター長 平井八重子氏
- 「小学校家庭科における消費者教育」
揖斐郡大野町立南小学校 教頭 上水流弘美氏
岐阜市立長良西小学校 教諭 磯川哲也氏
各務原市立稲羽東小学校 教諭 真野知美氏
- 「中学校と消費生活センターとの協働による授業実践」
岐阜市教育委員会学校指導課(教育研究所)副主幹 阿部和子氏
岐阜市市民生活部消費生活課(消費生活センター)消費生活係長 泉谷氏
- 「自立と共生を目指して主体的に行動する消費者の育成」
関市立関商工高等学校 教諭 佐伯真理英氏



分散会

「教員・行政・消費者団体・業界等による地域別のつながるための分散会」

【ファシリテーター】
大藪 千穂氏(岐阜大学教育学部 教授)

【分散会の報告】
参加者が22のテーブルに分かれて、消費者教育実践における課題及び解決策を話し合った後、テーブルごとに最も重要な課題及び解決策について発表した。

〈発表例〉
「消費者教育を行う組織の有機的なつながりの希薄さという課題に対して、学校及び行政の意見交換の場を設ける、教員の研究会に行政が参加する」といった解決策を提案。

【分散会のまとめ】
西村 隆男氏
(横浜国立大学 教授)



実践交流会

「社会的責任に関する円卓会議」の協力を得て、様々な企業や団体等消費者教育を実施する民間企業、NPO等の作成した教材、資料等を紹介。

愛知県県民生活部県民生活課、独立行政法人国民生活センター、岐阜市、岐阜県環境生活部県民生活相談センター、金融広報中央委員会、公正取引委員会事務総局 中部事務所、東海財務局 岐阜財務事務所、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員会、公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)、公益財団法人消費者教育支援センター、公益財団法人生命保険文化センター、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局、一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人日本ヒーブ協議会、一般社団法人日本損害保険協会、日本ファイナンシャル・プランナーズ協会、日本弁護士連合会、日本労働組合総連合会、全国大学生生活協同組合連合会、千葉県消費生活相談員の会、ビザ・ワールドワイド・ジャパン株式会社、株式会社LIXIL、第一生命保険株式会社、ジブラルタ生命保険株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社、トヨタ自動車株式会社、三菱自動車工業株式会社、日産自動車株式会社、株式会社日清製粉グループ本社、消費者庁、文部科学省(順不同)【33企業・団体が参加】